

3 総防管第1208号
令和3年6月18日

一般社団法人日本建設業連合会 本部・関東支部 御中

東京都知事
小池百合子
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置について

日頃より東京都の施策の推進に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。新型コロナウイルス感染症に関して、令和3年6月17日、感染状況や医療提供体制等に関する分析・評価の結果、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）第32条第3項に基づき、東京都については、緊急事態措置を実施すべき期間とされている6月20日をもって緊急事態措置区域から除外されました。（資料1）

また、法第31条の4第3項に基づき、6月21日以降については、東京都を重点措置区域に追加する変更が行われ、まん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年6月21日から令和3年7月11日までの21日間とする旨の公示が行われました。（資料2）

これを受け、都は、6月18日、国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（参考資料）等を踏まえ、6月21日から7月11日まで、「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置」を実施することといたしました。（資料3）

その概要は、都民の皆様に対しては、外出の自粛（措置区域において、営業時間の変更を要請した20時以降、飲食店にみだりに出入りしないこと、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛要請等）、事業者の皆様に対しては、施設の使用制限（飲食店等に対する営業時間短縮要請、酒類提供の停止要請等、「イベント関連施設等」、「イベントを開催する場合がある施設」及び「参加者が自由に移動でき、入場整理等が推奨される施設」に対する営業時間短縮要請等）、イベントの開催制限（人数上限、収容率等の規模要件に沿った開催等）、業種別ガイドラインの遵守等の要請を行うものです。

また、6月17日付けの内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室による事務連絡において、今般の緊急事態宣言の終了、まん延防止等重点措置の実施に伴い改定された基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等が示されましたので、お知らせいたします。（資料4）

なお、7月12日以降の取扱いについては、改めて東京都新型コロナウイルス感染症対策本部における決定後、別途お知らせいたします。

皆様におかれましては、すでに感染拡大防止のための取組を推進していただいているところでございますが、より一層の御協力を賜りますとともに、関係者の皆様への周知等につきまして、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

なお、都は、都の緊急事態措置等に関する都民の問合せに対応するコールセンター「東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター（電話：03-5388-0567）」を設置しております。併せて、関係者の皆様に周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【送付資料】

資料1・・・令和3年6月17日付け

「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び区域変更」

資料2・・・令和3年6月17日付け

「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示」

資料3・・・令和3年6月18日

「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置」

資料4・・・令和3年6月17日付け事務連絡

「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」

【参考資料】

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年6月17日変更）

https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_20210617.pdf

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び区域変更

令和3年6月17日
新型コロナウイルス感染症
対策本部長

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づき、令和3年4月23日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言をしたところであるが、下記のとおり、緊急事態措置を実施すべき期間を延長するとともに区域を変更することとし、令和3年6月21日から適用することとしたため、同条第3項の規定に基づき、報告する。

記

1. 緊急事態措置を実施すべき期間

令和3年4月25日（沖縄県については、同年5月23日）から7月11日までとする。ただし、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第5項の規定に基づき、速やかに緊急事態を解除することとする。

2. 緊急事態措置を実施すべき区域

沖縄県の区域とする。

3. 緊急事態の概要

新型コロナウイルス感染症については、

- ・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、
- ・都道府県を越えて感染が拡大し、又はまん延しており、それに伴い医療提供体制・公衆衛生体制に支障が生じてきていることから、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと認められる。

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の
全部を変更する公示

令和3年6月17日
新型コロナウイルス感染症
対策本部長

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第31条の4第3項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示（令和3年4月1日）の全部を次のとおり変更し、令和3年6月21日から適用することとしたので、公示する。

記

（1）まん延防止等重点措置を実施すべき期間

令和3年4月20日から7月11日までとする。（2）の各区域におけるまん延防止等重点措置を実施すべき期間は次のとおりである。

- ・埼玉県、千葉県及び神奈川県については、令和3年4月20日から7月11日までとする。
- ・北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県については、令和3年6月21日から7月11日までとする。

ただし、まん延防止等重点措置を実施する必要がなくなったと認められるとときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第4項の規定に基づき、速やかにまん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が終了した旨を公示することとする。

（2）まん延防止等重点措置を実施すべき区域

北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県の区域とする。

（3）まん延防止等重点措置の概要

新型コロナウイルス感染症については、

- ・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、
- ・特定の区域が属する都道府県において感染が拡大するおそれがあり、それに伴い医療提供体制・公衆衛生体制に支障が生ずるおそれがあることから、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域におけるまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が発生したと認められる。

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置

令和3年6月18日
東京都

1. 新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置

(1) 区域

23区及び檜原村、奥多摩町を除く多摩地域の市町

(2) 期間

令和3年6月21日（月曜日）0時から7月11日（日曜日）24時まで

(3) 措置等の概要

新型コロナウイルス感染症の再拡大防止のため、以下の要請を実施

①都民向け

- ・日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛要請
- ・営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないこと 等

②事業者向け

- ・施設の使用制限の要請（営業時間短縮の要請）
- ・催物（イベント等）の開催制限 等

2. 都民向けの要請

●日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除き、原則として外出しないこと等を要請

(新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項)

●不要不急の都道府県間の移動の自粛 (法第24条第9項)

●混雑している場所や時間を避けて行動すること (法第24条第9項)

●感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を自粛すること (法第24条第9項)

●飲食店等で飲酒する場合は、同一グループ2人以内で、90分以内とすること

(法第24条第9項)

●措置区域において、営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りしないこと (法第31条の6第2項)

●路上、公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動の自粛

(法第24条第9項)

3. 事業者向けの要請等

(1) 飲食店及び飲食に関連する施設への要請等①

施設の種類 (施行令第11(4))	施設	要請内容	
		措置区域	措置区域外
飲食店 (第14号)	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店、バー（接待や遊興を伴わないもの）等（宅配・テイクアウトサービスは除く。）	<ul style="list-style-type: none">●営業時間の短縮（5時～20時）を要請（法第31条の6第1項）●入場をする者等に対する酒類提供の停止を要請（法第31条の6第1項）●利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請（法第31条の6第1項）●ただし、国の定める「基本4項目」（※1）を遵守している店舗（※2）について、以下を条件として、酒類提供・持込を可とする①同一グループの入店：2人以内②酒類提供の時間：11時から19時までの間③利用者の滞在時間：90分以内	<ul style="list-style-type: none">●営業時間の短縮（5時～21時）を要請（法第24条第9項）●同 左（法第24条第9項）●同 左（法第24条第9項）●ただし、国の定める「基本4項目」（※1）を遵守している店舗（※2）について、以下を条件として、酒類提供・持込を可とする①同一グループの入店：2人以内②酒類提供の時間：11時から20時までの間③利用者の滞在時間：90分以内
遊興施設等 (第11号)	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー（接待や遊興を伴うもの）、パブ等のうち、食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている施設	<ul style="list-style-type: none">※1 アクリル板等（パーティション）の設置・又は座席の間隔の確保・手指消毒の徹底・食事中以外のマスク着用の推奨・換気の徹底 <p>※2 都においては、「感染防止徹底宣言ステッカー」を掲示の上、コロナ対策リーダーの登録、研修の修了、所定のチェックリストにチェックをしている店舗</p>	<ul style="list-style-type: none">※1 アクリル板等（パーティション）の設置・又は座席の間隔の確保・手指消毒の徹底・食事中以外のマスク着用の推奨・換気の徹底 <p>※2 都においては、「感染防止徹底宣言ステッカー」を掲示の上、コロナ対策リーダーの登録、研修の修了、所定のチェックリストにチェックをしている店舗</p>
集会場等 (第5号)	食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場 ※結婚式をホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）で行う場合も同様	<ul style="list-style-type: none">・なお、感染状況が悪化し、ステージIV相当の状況が視野に入った場合、専門家の意見を聴取した上で、直ちに酒類提供・持込の全面停止を要請・一方、感染状況が改善し、ステージII相当の状況が視野に入った場合、ワクチン接種の進捗状況や専門家の意見も踏まえ、徹底点検済店舗に限り、上記の条件を緩和	<ul style="list-style-type: none">・なお、感染状況が悪化し、ステージIV相当の状況が視野に入った場合、専門家の意見を聴取した上で、直ちに酒類提供・持込の全面停止を要請・一方、感染状況が改善し、ステージII相当の状況が視野に入った場合、ワクチン接種の進捗状況や専門家の意見も踏まえ、徹底点検済店舗に限り、上記の条件を緩和

(次頁につづく)

(次頁につづく)

3. 事業者向けの要請等

(1) 飲食店及び飲食に関する施設への要請等②

施設の種類 (施行令第11号)	施設	要請内容 指置区域	指置区域外
飲食店 (第14号)	飲食店(居酒屋を含む。)、喫茶店、バー(接待や遊興を伴わないもの)等(宅配・テイクアウトサービスは除く。)	<ul style="list-style-type: none"> カラオケ設備の利用自粛を要請(飲食を主として業とする店舗で、カラオケ設備を提供している場合のみ)(法第31条の6第1項) 特措法施行令第5条の5に規定される各措置の実施を要請(法第31条の6第1項) <ul style="list-style-type: none"> 従業員に対する検査の勧奨 入場をする者の整理等 発熱等の症状のある者の入場の禁止 手指の消毒設備の設置 事業を行う場所の消毒 入場をする者に対するマスク着用周知 感染防止措置を実施しない者の入場禁止(すでに入場している者の退場を含む) 施設の換気 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置(アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等) 	<ul style="list-style-type: none"> 同 左(法第24条第9項) 同 左(法第24条第9項)
遊興施設等 (第11号)	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー(接待や遊興を伴うもの)、パブ等のうち、食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている施設	<ul style="list-style-type: none"> 業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請(法第24条第9項) 	<ul style="list-style-type: none"> 同 左(法第24条第9項)
集会場等 (第5号)	食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場 ※結婚式をホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)で行う場合も同様		

3. 事業者向けの要請等

(2) イベント関連施設等への要請等

施設の種類 (施行令第11号)	施設	要請内容 指置区域	指置区域外
劇場等 (第4号)	劇場、観覧場、映画館、プラネタリウム、演芸場等	<ul style="list-style-type: none"> 規模要件等に沿った施設の使用を要請(「3(6)イベントの開催制限」参照)(法第24条第9項) 営業時間短縮を要請(法第24条第9項) <ul style="list-style-type: none"> ○イベント開催の場合 営業時間短縮(5時～21時)を要請 ○イベント開催以外の場合 (1,000m超の施設) 営業時間短縮(5時～20時)を要請 (1,000m以下)の施設) 営業時間短縮(5時～20時)の協力を依頼 ○映画館 (1,000m超の施設) 営業時間短縮(5時～21時)を要請 (1,000m以下)の施設) 営業時間短縮(5時～21時)の協力を依頼 	<ul style="list-style-type: none"> 同 左(協力依頼) 営業時間短縮の協力依頼 <ul style="list-style-type: none"> ○イベント開催の場合 営業時間短縮(5時～21時)の協力を依頼 ○イベント開催以外の場合 (1,000m超の施設) 営業時間短縮(5時～21時)の協力を依頼 (1,000m以下)の施設) 営業時間短縮(5時～21時)の協力を依頼 ○映画館 (1,000m超の施設) 営業時間短縮(5時～21時)の協力を依頼 (1,000m以下)の施設) 営業時間短縮(5時～21時)の協力を依頼
集会場等 (第5号)	集会場、公会堂等		
展示場 (第6号)	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール等	<ul style="list-style-type: none"> 特措法施行令第5条の5に規定される各措置の実施を要請(法第24条第9項) <ul style="list-style-type: none"> 従業員に対する検査の勧奨 入場をする者の整理等 発熱等の症状のある者の入場の禁止 手指の消毒設備の設置 事業を行う場所の消毒 入場をする者に対するマスク着用周知 感染防止措置を実施しない者の入場禁止及び退場 施設の換気 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置(アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等) 	<ul style="list-style-type: none"> 同 左(協力依頼)
ホテル等 (第8号)	ホテル、旅館(集会の用に供する部分に限る。)	<ul style="list-style-type: none"> 施設での飲酒につながる酒類提供の自粛要請(法第24条第9項) 利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請(法第24条第9項) 業種別ガイドラインの遵守(法第24条第9項) 	<ul style="list-style-type: none"> 同 左(協力依頼) 同 左(協力依頼) 同 左(法第24条第9項)

3. 事業者向けの要請等

(3) イベントを開催する場合がある施設への要請

施設の種類 (施行令第11条)	施設	要請内容 指置区域	要請内容 指置区域外
運動施設 (第9号)	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔道場、ボウリング場、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ 等	<ul style="list-style-type: none"> ●規模要件等に沿った施設の使用を要請（「3(6) イベントの開催制限」参照） (法第24条第9項) ●営業時間の短縮 <ul style="list-style-type: none"> ○イベント開催以外の場合 (1,000m超の施設) 営業時間短縮（5時～20時）を要請 (法第24条第9項) (1,000m以下の施設) 営業時間短縮（5時～20時）の協力を依頼 ○イベント開催の場合 営業時間短縮（5時～21時）を要請 (法第24条第9項) 	<ul style="list-style-type: none"> ●同 左（協力依頼） ●営業時間の短縮 <ul style="list-style-type: none"> ○イベント開催以外の場合 (1,000m超の施設) 営業時間短縮（5時～21時）の協力を依頼 (1,000m以下の施設) 営業時間短縮（5時～21時）の協力を依頼 ○イベント開催の場合 営業時間短縮（5時～21時）の協力を依頼
遊技場 (第9号)	テーマパーク、遊園地	<ul style="list-style-type: none"> ●特措法施行令第5条の5に規定される各措置の実施を要請（法第24条第9項） <ul style="list-style-type: none"> ・従業員に対する検査の勧奨 ・入場をする者の整理等 ・発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・入場をする者に対するマスク着用周知 ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止及び退場 ・施設の換気 ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等） ●施設での飲酒につながる酒類提供の自粛要請 (法第24条第9項) ●利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請（法第24条第9項） ●業種別ガイドラインの遵守（法第24条第9項） 	<ul style="list-style-type: none"> ●同 左（協力依頼）
博物館等 (第10号)	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 等	<ul style="list-style-type: none"> ●施設での飲酒につながる酒類提供の自粛要請 (法第24条第9項) ●利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請（法第24条第9項） ●業種別ガイドラインの遵守（法第24条第9項） 	<ul style="list-style-type: none"> ●同 左（協力依頼） ●同 左（協力依頼） ●同 左（法第24条第9項）

3. 事業者向けの要請等

(4) 参加者が自由に移動でき、入場整理等が推奨される施設への要請等

施設の種類 (施行令第11条)	施設	要請内容 指置区域	要請内容 指置区域外
商業施設 (第7号)	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店 等	<ul style="list-style-type: none"> ●営業時間の短縮 <ul style="list-style-type: none"> (1,000m超の施設) 営業時間短縮（5時～20時）を要請 (生活必需物資を除く。) (法第24条第9項) (1,000m以下の施設) 営業時間短縮（5時～20時）の協力を依頼 (生活必需物資を除く。) 	<ul style="list-style-type: none"> ●営業時間の短縮 <ul style="list-style-type: none"> (1,000m超の施設) 営業時間短縮（5時～21時）の協力を依頼 (生活必需物資を除く。) (1,000m以下の施設) 営業時間短縮（5時～21時）の協力を依頼 (生活必需物資を除く。)
遊技場 (第9号)	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター 等	<ul style="list-style-type: none"> ●特措法施行令第5条の5に規定される各措置の実施を要請（法第24条第9項） <ul style="list-style-type: none"> ・従業員に対する検査の勧奨 ・入場をする者の整理等 ・発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・入場をする者に対するマスク着用周知 ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止及び退場 ・施設の換気 ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等） 	<ul style="list-style-type: none"> ●同 左（協力依頼）
遊興施設 (第11号)	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 等	<ul style="list-style-type: none"> ●施設での飲酒につながる酒類提供の自粛要請 (法第24条第9項) ●利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請（法第24条第9項） ●業種別ガイドラインの遵守（法第24条第9項） 	<ul style="list-style-type: none"> ●同 左（協力依頼）
商業施設 (第12号)	スーパー・銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 等	<ul style="list-style-type: none"> ●施設での飲酒につながる酒類提供の自粛要請 (法第24条第9項) ●利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請（法第24条第9項） ●業種別ガイドラインの遵守（法第24条第9項） 	<ul style="list-style-type: none"> ●同 左（協力依頼） ●同 左（協力依頼） ●同 左（法第24条第9項）

3. 事業者向けの要請等

(5) その他の施設

施設の種類 (施行令第11号)	施設	要請内容	
		措置区域	措置区域外
学校 (第1号)	幼稚園、小学校、中学校、高校 等		
保育所等 (第2号)	保育所、介護老人保健施設 等	以下の事項について、協力を依頼 ・感染リスクの高い活動等の制限 ・遠隔授業も活用した、学修者本位の効果的な授業の実施等	
大学等 (第3号)	大学等		
集会場等 (第5号)	葬祭場	以下の事項について、協力を依頼 ・施設での飲酒につながる酒類提供の自粛 ・利用者による施設内への酒類の持込を認めないこと	
博物館等 (第10号)	図書館	入場整理の実施について、協力を依頼	
喫煙施設 (第11号)	ネットカフェ、マンガ喫茶 等	以下の事項について、協力を依頼 ・入場整理の実施 ・施設での飲酒につながる酒類提供の自粛 ・利用者による施設内への酒類の持込を認めないこと	
商業施設 (第12号)	銭湯、理容店、美容店、質屋、 貸衣装屋、クリーニング店 等		
学習塾等 (第13号)	自動車教習所、学習塾 等	オンラインの活用等の協力を依頼	

- 全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請（法第24条第9項）

3. 事業者向けの要請等

(6) イベントの開催制限（都内全域）

- イベント主催者等に対して、規模要件等（人数上限・収容率）に沿ったイベントの開催を要請（法第24条第9項）

	施設の収容定員		
	5,000人以下	5,000人超～10,000人	10,000人超
大声なし	収容定員まで可	5,000人まで可	
大声あり	収容定員の半分まで可		5,000人まで可

〈大声なし〉 クラシック音楽、演劇等 〈大声あり〉 ロックコンサート、スポーツイベント等

- 営業時間短縮の要請（営業時間は5時から21時まで）（法第24条第9項）
- 参加者等の直行・直帰を確保するために必要な周知・呼びかけ等の徹底を要請（法第24条第9項）
- 接触確認アプリ（COCOA）の利用奨励を要請（法第24条第9項）

3. 事業者向けの要請等

(7) 職場への出勤等

- 職場への出勤について、テレワークの活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指すことを要請（法第24条第9項）
- 事業の継続に必要な場合を除き、従業員の20時までの早期終業・帰宅を要請
(法第24条第9項)

都道府県等においては、本事務連絡等の催物の開催制限の目安、施設の使用制限等の留意事項に基づき、適正な運用を実施されたい。また、関係各府省庁においては、関係団体等を通じて、本事務連絡等に基づき、適切な周知・助言等を行わわれたい。

事務連絡
令和3年6月17日

各都道府県知事 殿
各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

基本的対処方針に基づく催物の開催制限、
施設の使用制限等に係る留意事項等について

令和3年4月27日付け事務連絡により通知したとおり、同年7月以降の取扱いについては、今後検討の上、別途通知することとされている。
また、同年5月28日付け事務連絡により通知したとおり、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置終了後の取扱いについては、別途通知することとされている。

特定都道府県、重点措置区域である都道府県及びその他の都道府県の催物の開催制限等については、当面8月末まで下記のとおり取り扱うこととし、また、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置終了後の取扱いについて、併せて示すので、留意されたい。感染状況に応じたイベント開催制限等の概要是別紙1、緊急事態措置の概要是別紙2、イベント開催時の必要な感染防止策は別紙3のとおり。

なお、感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、通知内容を見直す場合がある。また、9月以降の取扱いについては、今後検討の上、別途通知する。

記

1. 催物の開催制限
 - (1) 特定都道府県
 - (2) 基本的対処方針の三(3)2等に基づき、催物開催の目安を以下とおりとする。

- 5,000人を上限とすること。
 - 上記人數要件に加え、収容定員の50%以内の参加人数に対すること。収容定員が假定されない場合は十分な人ととの距離(1m)を確保すること。
 - また、祭り、花火大会、野外フェスティバル等、参加者が自由に移動でき、かつ、入退場時や区域内の適切な行動確保ができない催物については、令和2年9月11日付け事務連絡1.(2)のとおり取り扱うこと。
 - なお、催物開催に当たっては、業種別ガイドラインの徹底や催物前後の「三つの密」及び飲食を回避するための方策を徹底することとし、その対策が徹底できない場合には、開催について慎重に判断すること。また、催物の主催者等に対し、参加者等の直帰を確保するために必要な周知・呼びかけ等を徹底させること。
 - スマートフォンを活用した接触確認アプリ(COCOA)について、検査の受診等保健所のサポートを早く受けられることやハイバシーに最大限配慮した仕組みであることを周知し、民間企業・団体等の幅広い協力を得て、引き続き普及を促進すること。
- ② 営業時間短縮等の要請
- 地域の感染状況等を踏まえ、21時までを目安に営業時間の短縮の要請を行うこと。
 - なお、無観客で開催される催物等については、営業時間短縮の要請対象とする必要はない。
- ③ チケット販売の取扱い
- 本事務連絡が発出された日から、最大3日間(6月18日～20日)までの周知期間終了時点(遅くとも6月20日)までにチケット販売が開始された場合(優先販売など、名前の如何に関わらず、何らかの形で販売が開始されているもの)には、周知期間終了時点(遅くとも6月20日)までに販売されたものに限り、上記①及び②は適用せず、各都道府県が定めた周知期間までに販売したチケットをキャンセル不要と扱うこと。
 - また、これまでの事務連絡のとおり、緊急事態措置を実施すべく区域となつた後、上記①及び②を満たさないチケットの新規販売は停止されているところであるが、さらに、周知期間終了後(遅くとも6月21日)から、上記①及び②を満たさないチケットの新規販売の停止を継続すること。
 - 上記周知期間後に販売開始されるものは、上記①及び②を満たすこと。

(2) 重点措置区域である都道府県

- ① 催物の開催制限の目安等
 - 基本的対処方針の三（3）9）等に基づき、催物開催の目安を以下のとおりとする。
 - 5,000人を上限とすること。
 - 上記入数要件に加え、収容率の目安として、令和2年11月1日付け事務連絡1.（1）②のとおり取り扱うこと。なお、大聲での歓声、声援等が想定される催物については、異なるグループ又は組人間では座席を一席は空けることとしつつ、同一グループ（5名以内に限る）内では座席等の間隔を設ける必要はないこと。すなわち、参加人数は、収容定員の50%を超えることもありうる。具体的には、各都道府県が個別イベントの様に応じて判断すること。

なお、「同一グループ（5名以内に限る）内では座席等の間隔を設ける必要はない」としているのは、豪族等の日頃行動を共にするグループ内であれば、催物中間隔を空けずに着席しても、感染リスクは大幅には増加しない（日頃の行動における感染リスクと比べれば倍以上はある）と考えられるため、その趣旨に照らし、各都道府県において、適切に周知広報を行うこと。

また、地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等についても、令和2年11月12日付け事務連絡1.（2）のとおり取り扱うこと。

② 営業時間短縮等の要請

- 営業時間の目安について、地域の感染状況、施設の要請・働きかけ等を踏まえ、各都道府県が適切に判断すること。また、判断に際しては、上記（1）②に留意すること。
- なお、無観客で開催される催物等については、営業時間短縮の要請対象となる必要はない。

③ チケット販売の取扱い

- 北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県においては、本事務連絡が発出された日から、最大3日間（6月18日～20日）の周知期間終了時点（選くとも6月20日）までにチケット販売が開始された場合（優先販売など、名前の如何に関わらず、何らかの形で販売されているもの）には、周知期間終了時点（選くとも6月20日）までに販売されたものに限り、上記①及び②は適用せず、各都道府県が定めた周知期間までに販売したチケットをキャセル不要とする。

- （2）これまでの事務連絡のとおり、まん延防止等重点措置を実施すべき区域となつた後、上記①及び②を満さないチケットの新規販売は停止されているところであるが、さらに、周知期間終了後（選くとも6月21日）から、上記①及び②を満さないチケットの新規販売の停止を継続すること。
- 上記周知期間後に販売開始されるものは、上記①及び②を満すこと。

- （3）緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置終了後の取扱い基本的対処方針の三（3）8）等に基づき、催物開催の目安を以下のとおりとする。
 - なお、緊急事態措置を実施すべき区域から除外されるとともにまん延防止等重点措置を実施すべき区域となつた場合は、上記（2）によること。

① 催物の開催制限の目安等

- 令和3年6月17日時点において特定都道府県又は重点措置区域である都道府県及び同日以降に特定都道府県又は重点措置区域である都道府県となつた都道府県については、措置を実施すべき区域から除外されてから約1か月間の経過措置を適用することとし、催物開催の目安を次のとおりとする。
 - 岐阜県、三重県、岡山県及び鳥取県については、令和3年6月20日をもって緊急事態措置を実施すべき区域又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域から除外されることから、約1か月間（7月20日までの間）、経過措置を適用することとする。
 - 収容定員が設定されている場合、「5,000人又は収容定員の50%のいずれか大きい方」又は「10,000人」のいずれか小さい方を上限とする。なお、収容定員が設定されていない場合は、10,000人以下で開催すること。
 - また、大規模施設等について、分散退場等、感染防止対策の一層の徹底を前提として、人數上限を最大20,000人に緩和する実証調査を行うことができるものとする。実証調査を希望する主催者・大規模施設等においては、国（関係各府省庁及び内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室）及び都道府県に事前の協議を行うこととし、関係各府省庁及び各都道府県においては、主催者・施設等からの実証調査の実施等に係る申出・事前相談があつた場合には、その判断に当たつて、あらか

- 従来の感染防止策を徹底・強化し、実証調査中ににおける感染リスクはおおむね増大しない又は減少するとの十分な説明を実施すること。特に、大規模イベント等での実証調査を実施するに当たっては、調査終了後少なくとも2週間は感染状況・クラスターの発生状況等を重点的にフォローアップし、参加者を含む連絡体制を構築すること。
 - 実施者が、実証調査実施計画書（任意様式）を事前に作成し、実施内容が大規模イベントにおける感染予防策の強化や新たにイベント開催モデルの確立に資するよう、実証調査の目的や仮説、その実現のための手法等を明確にすること。
 - ✓ 外部の専門家からの助言・指導を受けられる体制を構築し、専門家の目線から実施内容の新規性や必要性が十分に認められる実施内容とすること。
 - ✓ 都道府県及び関係各府省庁から実証調査実施計画書への基本的な同意が得られていること。
 - ✓ 実証調査終了後速やかに報告書を作成し、専門家による助言・指導を経たうえで、関係各府省庁及び各都道府県に提出・報告すること。
 - その他、人数上限を除き、上記（2）①と同様に取り扱うこと。
- ② 営業時間短縮等の要請
- 営業時間の目安について、地域の感染状況、施設の要請・働きかけ等を踏まえ、各都道府県が適切に判断すること。
 - なお、無観客で開催される催物等については、営業時間短縮の要請対象とする必要はない。

- ③ チケット販売の取扱い
- 本事務連絡が発出された日から、最大3日間の周知期間終了時点までにチケット販売が開始された場合（優先販売など、名前の如何に関わらず、何らかの形で販売が開始されたもの）には、周知期間終了時点までに販売されたものに限り、上記①及び②は適用せず、各都道府県が定めた周知期間までに販売したチケットをキャンセル不要と扱うこと。
 - 上記周知期間後に販売開始されるものは、上記①及び②を満たすこと。
- ④ その他の都道府県
- 令和2年1月12日付け事務連絡1. のとおり目安等を取り扱うこと。
- ⑤ 留意事項
- ① 人数上限及び収容率要件の解釈について
上記の人数や収容率の要件の解釈については、令和3年2月26日付け事務連絡1. (1) ②のとおり取り扱うこと。
 - ② 都道府県による事前相談等について
各都道府県においては、イベント参加者やイベント主催者等に対しても、改めて感染防止策の注意喚起を行うとともに、全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの事前相談に応じること。
- これまで多くの都道府県において取り組んでいたとしているところであるが、主催者等がイベント開催に係る事前相談、質問を行う場合に対応する銀点から、相談窓口の設置（都道府県が基本的に実施上の目安より厳しい基準を設定し既販売分チケットの払い戻しを求める場合も含め、問い合わせ等の増加や休日対応の必要性が見込まれる場合等は、必要に応じ当該窓口の増設）等、必要な体制整備に努め、事業者の相談等に適切に対応すること。
- ③ 感染拡大防止に必要な取組の継続等
- 各都道府県及び関係各府省庁においては、令和2年9月11日付け事務連絡、同年11月12日付け事務連絡、令和3年2月26日付け事務連絡など、これまでの事務連絡に示された催物の開催制限、業種別ガイドラインの遵守徹底等に必要な取組等を継続すること。

④ 本目安の扱い

本目安においては、各都道府県において、感染状況に応じて、国として示した目安より厳しい基準を設定しうることに留意し、各地域の感染状況等に応じて、各都道府県が適切に判断すること。

⑤ 法第24条第9項に基づく要請等を行う場合の留意事項について

要請等については、個々の事業者や施設管理者等を対象として行うことは差し支えないが、当該要請等は行政手続法(平成5年法律第8号)第2条第1項第6号の行政手続条例に該当することから、同法及び各都道府県の行政手続条例に則り、当該要請の趣旨及び内容並びに責任者を相手方に明確に示す必要があることに留意すること。

また、個々の事業者や施設管理者等に対して要請等を行う判断の考え方や基準について合理的な説明が可能であり、公正性の観点からも説明ができるものになつていいかといった視点からも検討を行うこと。

⑥ 収容率の目安判断に当たつての留意事項について

令和2年9月11日付け事務連絡及び同年11月12日付け事務連絡において、実際のイベントが大声での飲食・声援等が想定されるか否かについては、当該事務連絡の別紙として各種イベントの分類を例示したうえで、「各都道府県が、当該例示も踏まえ、イベントの特性に応じて収容率の目安を適用することとなる」とされているが、個別イベントの態様・実績等を踏まえながら個別具体的に判断する必要があることに留意すること。

具体的には、主催者等がイベントの特性に照らして収容率上限を100%とする扱いが適切と考える場合に当たつて、都道府県が上記事務連絡別紙の例示も踏まえ特に確認が必要であると判断するときは、各都道府県は、下記のとおり、事前相談に当たつて主催者等から提出された実績確認資料を基に実績を確認し、収容率の目安を主催者等に連絡すること。

また、各都道府県及び関係各府省庁は、別紙4に基づく事務手続きを行ふため、下記のとおり事前相談及び事後フォローアップの体制を構築すること。下記取扱いは、令和3年7月1日以降に事前相談を行いうべントについて適用されることとする。

なお、参加人数が1,000人以下で都道府県への事前相談の対象とならないイベントにおいて、主催者等がイベントの特性に照らして収容率上限を100%とする扱いが適切と考える場合は、主催者等は、実績確認資料・チェックリスト、結果報告資料をHP等で公表し、イベントから1年間保管することとする。原則、都道府県や関係各府省庁への提出は不要とするが、大声・飲食等の発生等の問題が発生した場合には、結果報告資料を提出すること。

(I) 大声での飲食・声援等が想定されるか否か

ア 実績・実態を踏まえた判断

各都道府県は、事前相談以前の1年間ににおける実績について、資料に基づき確認を行うこととする。

具体的には、

- 食事を伴わないイベントであることを計画書等により確認する。
なお、令和2年11月11月12日付け事務連絡1、(1)(2)ア)のとおり、「映画館等(飲食を伴うものの発声がないもの)」については、同事務連絡別紙2に記載した条件がすべて担保されることで確認されるときは、「大声での飲食・声援等がないことを前提としたうるもの」として取り扱うことができる。
- 当該イベントの出演者・チームについて、過去イベントの音声又は動画がある場合は、ファン・来場者層の実態が確認できることから、当該データを実績確認資料とし、総合的に判断する。
- 当該イベントの出演者・チームについて、過去イベントの音声又は動画がない場合は、ファン・来場者層の実態が確認できないことから、大声防止策を講じる主催者等の対策の内容を確認する。
- 主催者等が、大声・飲食等なしのイベントを開催したことがある場合は、
 - ▷ 当該類似イベントの音声又は動画のデータ
 - ▷ 来場者層の類似性の説明(音楽ジャンル、来場者の属性等を説明すること)
 - ▷ 当該類似イベントの対策と同種の対策を講じることを示す計画書
 - ▷ 来場者層にイベントの音声又は動画のデータを実績確認資料とし、これらに基づき総合的に判断する。

- 主催者等が、大声・飲食等なしのイベントを開催したことには認められない。
イ 大声・飲食等が発生した場合の収容率上限100%の適否の考え方各都道府県において、以下のとおり取り扱うこと。
 - 新規イベントの出演者・チームが、大声・飲食等が発生したイベントの出演者・チームの範囲に収まる場合は、前者について収容率上限100%を適用することは認められない。
 - 新規イベントの出演者・チームに、大声・飲食等が発生したイベントの出演者・チーム以外の者を含む場合は、前者について収容

率上限100%を適用することが認められる。

(II) 事前相談及び事後フォローアップ

ア イベント開催前

イベント主催者等は、イベント開催の2週間前までに、収容率上限に係る相談及び実績説明資料の提出を各都道府県に行うことにとどめる。なお、一定期間の間に反復的に同一施設を使用する場合には、一括して事前相談を行ってもよいこととする。

各都道府県は、次の対応を行うこと。

- ✓ HP等にイベント開催時に必要な感染防止策のチェックリスト、大声・飲食等なしの実績説明資料、結果報告資料等のフォーマットを掲載・公表し、主催者等が入手可能な状態とすること。関係各府省庁及び各都道府県との連携を図る観点から、今後、必要に応じフォーマット等を示すので、留意されたい。
- ✓ 事前相談に際して、主催者等からライメント開催時に必要な感染防止策のチェックリストの提出を受けること。
- また、主催者等がイベントの特性に照らして収容率上限を100%とする扱いが適切と考える場合は、併せて大声・飲食等なしの実績説明資料の提出を受けること。
- その際、主催者等が資料を電子媒体で提出できるよう、メールアドレス等の連絡先を設けること（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室において、各都道府県の窓口一覧を作成する）。
- 提出された資料を確認の上、イベント主催者等の事情にも配慮しつつ、早期に連絡を行うこと。

収容率上限の基準について50%である旨連絡した後、主催者等が資料を修正・再提出した場合には、各都道府県が再確認した結果、収容率上限100%と改めて連絡を行うことは妨げられない。

イ イベント開催後

各都道府県及び関係各府省庁は、次の対応を行うこと。

- ✓ 主催者等から、イベント開催時の結果報告資料の提出を受け、内容を確認すること。なお、開催時、適切な感染防止策が講じられなかつた場合や、大声・飲食等が発生したにも関わらず制止ができないかかった場合には、改善策の提示を結果報告資料において求めることがある。
- ✓ 関係各府省庁においては、専門家、業界団体と連携し、業界の感染防止策実施状況について確認する、問題発生事例を踏まえ業種別ガイドラインを改訂する等、適切なフォローアップを行うこと。

が望ましい。

ウ 問題を解消する対策を講じることが確認できない主催者等への対応

- ✓ 各都道府県及び関係各府省庁は、次の対応を行うこと。
 - ✓ イベント主催者等の制止ができない程度に大声・飲食等が発生した場合には、発覚時から3か月の間又は関係各府省庁が実効的な改善策が策定・実施されると判断するまでの間のいずれか遅い時点まで、当該アーティスト等のイベントについて収容率上限100%の適用を行わないこと。
 - ✓ 感染防止策不徹底であった場合は、発覚時から3か月の間又は関係各府省庁が実効的な改善策が策定・実施されると判断するまでの間のいずれか遅い時点まで、当該主催者等のイベントについて収容率上限100%の適用を行わないこと。
 - ✓ 上記の双方に該当する場合には、いずれか遅い時点を基準とすること。
- ✓ 結果報告資料において、虚偽の記載等が発覚した場合には、発覚時から6か月の間又は関係各府省庁が実効的な改善策が策定・実施されると判断するまでの間のいずれか遅い時点まで、当該主催者等について収容率上限100%の適用を行わないこと。
- ✓ 上記のアーティスト・主催者等の情報を集約し、定期的に各都道府県と関係各府省庁の間で共有すること。各都道府県は関係各府省庁から共有される情報も踏まえ、事前相談の際に主催者等に対して収容率上限を連絡すること。
- ✓ なお、当該基準の適用に当たっては、問題確認時以降に各都道府県に対して事前相談を行なうイベントを対象とするものとし、既に事前相談を終えたイベントは対象とならないこととする。
- ✓ 関係各府省庁においては、上記判断を行うに当たって、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室と十分連携を図ること。

2. 施設の使用制限等

(1) 特定都道府県

- ✓ 特定都道府県は、法施行令第11条第1項に規定する施設であるか否かにかかわらず、関係機関とも連携し、業種別ガイドラインを遵守するよう要請を行うこと。加えて、法施行令第11条第1項に規定する施設を対象に、以下の要請又は勧告を実施すること。
 - ✓ 関係各府省庁においては、専門家、業界団体と連携し、業界の感染防止策実施状況について確認する、問題発生事例を踏まえ業種別ガイドラインを改訂する等、適切なフォローアップを行うこと。

一ヵーの事業環境を踏まえた配慮を行うなど、適正な法運用を図ること。

(①) 飲食店及び飲食に関する施設への要請等（第45条第2項等）

(I) 飲食店（第14号）

特定都道府県は、基本的対処方針三（3）3）に基づき、法第45条第2項等に基づく、酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店（酒類及びカラオケ設備の提供（利用者による酒類の店内持込みを含む。）を取り止める場合を除く。）に対して休業要請を行うとともに、上記以外の飲食店（宅配・テイクアウトを除く。）に対して、20時までの営業時間の短縮の要請を行うこと。

(II) 通常施設（第11号）のうち、食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている飲食店及び飲食店営業許可を受けていないカラオケ店（ただし、次の③に示す施設を除く。）

特定都道府県は、基本的対処方針三（3）3）に基づき、酒類又はカラオケ設備を提供する食品衛生法上における飲食店営業の許可を受けている飲食店及び食品衛生法上における飲食店営業許可を受けないカラオケ店に対し、前記(I)と同様の要請を行うこと。

(III) 結婚式場

特定都道府県は、基本的対処方針三（3）3）に基づき、酒類又はカラオケ設備を提供する食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場に対し、前記(I)と同様の要請を行うこと。

それに加えて、特定都道府県は、結婚式場が大人数の飲食を行いう場であることから、できるだけ短時間（例えば1.5時間以内）で、なるべく少人数（50人又は収容定員の50%のいずれか小さいほう）で開催するよう働きかけること。

なお、結婚式場は旅館（集会の用に供する部分に限る）で行う場合も同様の条件を求めるものとする。

(IV) その他留意事項

関係機関とも連携し、営業時間の短縮等を徹底するための対策体制の強化を行い、原則として全ての施設に対して実地に働きかけを行うこと。その際、併せて、事業者に対して、業種別ガイドラインの遵守を働きかけること。

(②) 集客施設への要請等（第24条第9項等）

入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供（利用者による酒

類の店内持込みを含む。）及びカラオケ設備の使用自粛の働きかけに加え、下記のとおり運用すること。

(I) イベント開催施設等

下記の施設については、本事務連絡1.（1）①に基づく目安（①5,000人以下、②収容定員の50%以内の人数、又は、収容定員が設定されていない場合は十分な人ととの距離（1m）の確保、③21時までの営業時間短縮）での運用を要請すること。
なお、イベントを開催する以外の場合等には、③について、20時までの営業時間短縮の要請（1,000平米超）又は働きかけ（1,000平米以下）を行うこと（①②はイベント開催の有無に関わらず適用される）。

- 廉場、銀覧場、演芸場、映画館（※）など（第4号）
- 集会場、公会堂（第5号）
- 展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール（第6号）
- ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）（第8号）
※映画館については、床面積が1,000平米を超える場合は上映期間において、21時までの営業時間短縮の要請を行い、1,000平米以下の場合は働きかけを行うこと。

(II) イベントを開催する場合がある施設

下記の施設については、本事務連絡1.（1）に基づき、①5,000人以下、②収容定員の50%以内の人数、又は、収容定員が設定されていない場合は十分な人ととの距離（1m）の確保での運用を要請すること。
それに加えて、③1,000平米超のものについては20時までの営業時間短縮要請、1,000平米以下のものについては20時までの営業時間短縮の働きかけを行うこと。

なお、イベントを開催する場合は、③について、21時までの営業時間短縮の要請等を行うこと（①②はイベント開催の有無に関わらず適用される）。

- 体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔道場、卓球場、テニスコート、テニス場、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ヨガスタジオなど（第9号の一部）
- 博物館、美術館など（第10号。ただし、次の③に示すところ、図書館を除く。）

- (III) 参加者が自由に移動でき、入場整理等が推奨される施設
- 下記の施設については、1,000 平米超のものについては20 時までの営業時間短縮要請、1,000 平米以下のものについては20 時までの営業時間短縮の働きかけを行うこと。
- 百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療用製品又は燃料その他の生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの充電器等、生活必需物資は除く。）（第7号）
 - マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンターなど（第9号の一部）
 - 遊興施設のうち、前記①に該当しない施設（第11号）。ただし、次の③に示す施設を除く。)
 - サービス業を営む店舗（第12号。ただし、飲酒、理美容店、質屋、貸衣裳屋、クリーニング屋などの生活必需サービスは除く。)

なお、法施行令第11条第1項第7号施設等1つの施設に複数のテナントが入っている場合には、施設管理者への要請がテナント契約を通じ、各テナントに反射的に及ぶこととなるが、テナントの施設類型ごとに別途要請を行うことは可能であること。その際には、原則として、テナントはより強い要請の対象になるものであること（例えば、百貨店内部のテナントである飲食店は、百貨店全体に対する法第24条第9項に基づく要請が反射的に及ぶだけではなく、テナント自体が法第45条第2項に基づく要請の対象となる）。

この際、都道府県が基本的対処方針や事務連絡等において定めるベースラインとして施設全体に休業要請を行う場合には、公平性の観点から、テナントは等しく休業要請の対象となる点、留意されたい。

一方で、例えば、施設全体に原則20時までの営業時間短縮の要請を行う場合であっても、知事判断により、イベントを開催するテナント（イベント開催施設と同様の劇場等）やテナントである映画館に限り、例外的に営業時間終了時刻を21時までとする要請を行うなど、営業時間短縮要請の場合には、施設管理者に対し施設の一部を例外扱いとする要請を行うことも妨げられない。

また、本事務連絡においては、前述のとおりベースラインを営業時間短縮の要請等としているところ、知事の判断により一層厳

- しい措置である休業を要請する場合には、生活必需品市場のみならず、特定のテナントを要請対象から除くことも妨げられない。
- (3) ①及び②以外の法施行令11条第1項の施設
- (I) 幼稚園、学校（第1号）、保育所、介護老人保健施設等（第2号）、大学等（第3号）、自動車教習所、学習塾等（第13号）
- 感染防止策の徹底を要請することに加え、感染リスクの高い活動等の制限、大学等における遠隔授業も活用した学修者本位の効果的な授業の実施等を要請すること。
- (II) 図書館（第10号）
- 感染防止策の徹底を要請することに加え、入場整理等を働きかけること。
- (III) ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設（第11号）
- 感染防止策の徹底を要請することに加え、入場整理、酒類提供（利用者による酒類の店内持込みを含む。）・カラオケ設備使用の自粛等を働きかけること。

④ 留意点

- (I) 前記①から③までに示した施設は、あくまでも例示であり、各特定都道府県知事は、施設の具体的な態様に応じ、取扱いを決定すること。また、特定都道府県知事は、基本的対処方針三（3）3)に基づき、前記①から③までに示した取扱いとは別途の取扱いを行うことができるることに留意すること。この場合、要請を行ううた参考方、必要性等について、対象となる事業者等に丁寧な説明に努めること。休業等の要請と並じていいない施設との公平性を保つことができるように、命令等の適切な運用を図ること。前記①から③までに示した取扱組よりも緩やかな取扱いを行ううことなどができるよう検討するとともに、仮にそのような取扱いをしようとする場合には、あらかじめ国と十分に連携すること。
- (II) 特定都道府県は、基本的対処方針三（3）3)に基づき、知事の判断により、法第45条第2項等に基づき、「入場者の整理等」「入場者に対するマスクの着用の周知」「感染防止措置を実施しない者の入場の禁止」「会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等）」等、法施行令第1,2条に規定される各措置について事業者に対して要請を行うこと。また、以下のような例示を参考に、人が密集すること等を防ぐための入場整理等を行うよう事業者に要請するとともに、入場整理等の実施状況についてホームページ等

を通じて広く周知するよう働きかけること。その際には、人數管理・人數制限等について、例えば以下のような方法があることに留意すること。

なお、ここでいう「入場者の整理等」とは、入場者が密集しないよう整理・誘導する等の措置と、施設の入場者の人數管理・人數制限等の措置の双方を含むものである。

● 施設全体での措置

- ✓ 出入口にセンサー、サーモカメラ等を設置し、入場者・滞留者を計測し人數管理を行う
- ✓ 出入口の数の制限、入構制限、駐車場の収容上限の一時的削減等により人數制限を行う

● 充場別での措置

- ✓ 入口を限定し係員が入場人数を記録、入場整理券・時間帯別販売整理券の配布、買い物かごの稼働数把握、事前のWeb登録等により人數管理を行う
 - ✓ 一定以上の入場ができないよう人數制限を行う
 - ✓ アプリで混雑状況を配信できる体制を構築する
- (III) 特定都道府県は、法第24条第9項に基づき、事業者に対して、業種別ガイドラインを遵守するよう要請を行うこと。
- (IV) 關係各府省庁においては、關係団体への周知等、上記施設における要請の遵守徹底、感染防止対策の徹底等に必要な措置を講じること。
- (V) 本事務連絡2.(1)②(1)及び(II)の施設におけるイベント開催等に当たっては、本事務連絡「1.(1)③チケット販売の取扱い」を準用すること。

(2) 重点措置区域

重点措置区域である都道府県は、法施行令第11条第1項に規定する施設であるか否かにかかわらず、關係機関とも連携し、業種別ガイドラインを遵守するよう要請を行うこと。加えて、基本的対処方針の三(3)9等に基づき、法施行令第11条第1項に規定する施設を対象に、都道府県知事の判断により、以下の要請又は働きかけを行うこと。

なお、各都道府県が各種要請を行う場合にはエッセンシャルワーカーの事業環境を踏まえた配慮を行うなど、適正な法運用を図ること。

と。

- ① 飲食店及び飲食に関連する施設への要請等(第31条の6第1項等)
基本的対処方針三(3)9等に基づき、各知事が定める期間及び区域において、以下のとおり取り扱うこと。
なお、地域の感染状況等に応じて、飲食店等に対する営業時間の短縮の要請を行うこと。また、關係機関とも連携し、営業時間の短縮等や業種別ガイドラインの遵守を徹底するための対策・体制の強化を行い、原則として措置区域内の全ての飲食店等に対して実地において、働きかけを行うこと。

(I) 飲食店(第1.4号)

宅配・テイクアウトを除き、原則として、20時までの営業時間の短縮を要請すること。また、酒類の提供は、基本的対処方針三(3)8)及び9)で別途通知することとされいる、令和3年6月17日付け事務連絡「まん延防止等重点措置区域における酒類提供について」において示す「一定の要件」を満たした店舗において19時まで提供できることとし、当該要件を満たさない店舗に対して、法第31条の6第1項に基づき、酒類の提供を行わないよう要請すること。ただし、地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断で、さらにおこなうことができるることに留意すること。

業種別ガイドライン(特に基本4項目。アクリル板等(パーテーション)の設置又は座席の間隔の確保、手指消毒の徹底、食事中以外のマスク着用の推奨、換気の徹底)を遵守するよう要請を行うものとすること。その際、上記要請事項の遵守状況を個別に確認し、ガイドラインを遵守していない飲食店等に対する個別の要請を検討すること。

(II) 進興施設(第11号)のうち、飲食店営業許可を受けている飲食店

前記(I)と同様の要請を行うこと。なお、ネットカフェ、マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設に該当する場合は、後記②の要請又は働きかけを含め、営業時間短縮要請等の対象にしないこと。

(III) 結婚式場
基本的対処方針三(3)9等に基づき、食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場に対し、前記(I)と同様の要請を行うこと。

なお、結婚式をホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）で行う場合も同様の条件を求めるものとする。

(IV) その他留意すべき要請事項

いわゆる屋カラオケ等でクラスターが多発している状況に鑑み、飲食を主として業としている店舗及び結婚式場において、カラオケを行う設備を提供している場合、当面当該設備の利用自粛を要請すること。その上で、地域における感染状況やワクチン接種の状況を踏まえ、都道府県知事の判断で緩和を検討すること。

なお、本事務連絡では、いわゆる屋カラオケ等でのクラスター事例が多発していることから、例えば、屋営業のスナック、カラオケ喫茶等における設備の利用自粛等を想定しており、カラオケボックス等への要請を想定するものではないことに留意されたい。

② ①以外の法施行令第11条第1項に規定する施設（特に大規模な集客施設）（第24条第9項等）

基本的対処方針三（3）9）等のとおり、不要不急の外出自粛を徹底すること及び施設に人が集まり、飲食につながることを防止する必要があること等を踏まえ、基本的対処方針の記載事項に加え、飲食店等以外の法施行令第11条第1項に規定する施設（特に大規模な集客施設）について、都道府県知事の判断により、下記のとおり運用すること。

(I) イベント開催施設等

本事務連絡2. (1) ② (I) の施設については、

① 本事務連絡1. (2) ①に基づく目安による人数上限、収容率の目安に沿った運用

② 営業時間を当該都道府県におけるイベントの営業時間短縮の目安までとする要請（ただし、イベント開催以外の場合は、営業時間短縮の要請（1,000平米超）又は働きかけ（1,000平米以下））

を行うこと。

*映画館については、上映期間において、当該都道府県におけるイベントの営業時間短縮の目安までとする要請（1,000平米超）又は働きかけ（1,000平米以下）を行うこと。

(II) イベントを開催する場合がある施設
特に営業区域においては、本事務連絡2. (1) ② (II) の施設については、

① 本事務連絡1. (2) ①に基づく目安による人数上限、収容率の目安に沿った運用

② 1,000平米超のものについては営業時間短縮要請、1,000平米以下のものについては営業時間短縮の働きかけを行うこと。

なお、イベントを開催する場合には、当該都道府県におけるイベントの営業時間短縮の目安を適用すること。

(III) 参加者が自由に移動でき、入場整理等が推奨される施設特に営業区域においては、本事務連絡2. (1) ② (III) の施設については、1,000平米超のものについては営業時間短縮要請、1,000平米以下のものについては営業時間短縮の働きかけを行うこと。

③ 留意点

(1) 知事は、前記①②に示した取扱いとは別途の取扱いを行う場合、要請を行う判断の考え方、必要性等について、対象となる事業者等に丁寧な説明に努めること。休業等の要請に応じている施設と応じていない施設との公平性を保つことができるよう、命令等の適切な運用を図ること。

(II) 都道府県は、基本的対処方針三（3）9）等に基づき、知事の判断により、法第31条の6第1項等に基づき、「入場をする者の整理等」「入場をする者に対するマスクの着用の周知」「感染防止措置を実施しない者の入場の禁止」「会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等）」等、法施行令第5条の5に規定される各措置について事業者に対して要請を行うこと。

要請に際しては、法第31条の6第1項に基づく要請は、業態に属する事業を行う者（上記②においては、飲食サービスの提供や、法施行令第11条第1項に規定する施設において事業を行うという商業形態に着目している）に対し行うものであることに留意すること。

なお、ここでいう「入場をする者の整理等」とは、入場者が密集しないよう整理・誘導する等の措置を意味し、施設の入場者の人數管理・人數制限等の措置を含まない。

(III) 都道府県は、不要不急の外出自粛を徹底すること及び施設に人が集まり、飲食につながることを防止する必要があること等を踏まえ、営業区域において、都道府県知事の判断により、飲食店等以外の法施行令第11条第1項に規定する施設（特に、大規模な集客施設）について、本事務連絡2. (1) ④ (II) で示したような例示を参考に、入場

整理を徹底するとともに、その旨をホームページ等を通じて広く周知するよう働きかけ等を行うこと。

なお、ここでいう「入場整理等」とは、上記の「入場をする者の整理の指置に加え、施設の入場者的人数管理・人數制限等の指置を含むもので留意されたい。

(IV) 指置区域以外の施設に係る営業時間短縮の要請又は働きかけを行う場合は、基本的対処方針三(3)9)等のどおり、不要不急の外出自粛を徹底すること及び施設に人が集まり、飲食につながることを防止する必要があること等を踏まえ、飲食店等以外の法施行令第11条第1項に規定する施設(特に、大規模な集客施設)についても、営業時間短縮や入場整理等について同様の働きかけを行ふことを基本に、各都道府県において適切に判断すること。

(V) 本事務連絡2.(2)(2)及び(II)の施設におけるイベント開催等に当たっては、本事務連絡「1.(2)③チケット販売の取扱い」を準用すること。

(3) 緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置終了後の取扱い

①緊急事態措置を実施すべき区域から除外された都道府県

上記(2)のとおり取り扱うこととする。

②まん延防止等重点措置を実施すべき区域とならなかった場合

下記(4)の取扱いに向け、地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、対策を段階的に緩和することとなる。具体的には、下記の点に留意し、要請等を行うこと。

なお、再度、感染拡大の傾向が見られる場合には、地域における感染状況や公衆衛生体制・医療提供体制への負荷の状況について十分、把握・分析を行いつつ、迅速かつ適切に取組の強化を図ること。

ア 飲食及び飲食に関連する施設への要請等(第2.4条第9項)
法第2.4条第9項に基づく営業時間の短縮の要請については、当面継続することとし、その後、地域の感染状況を踏まえながら、段階的に緩和すること。

営業時間及び対象地域等については、地域の感染状況に応じ、各都道府県知事が適切に判断すること。

飲食を主として業としている店舗及び結婚式場において、カラオケを行う設備を提供している場合、当該設備の利用自粛を要請

することと、その上で、地域における感染状況やワクチンの接種状況を踏まえながら、都道府県知事の判断で緩和を検討すること。
なお、本事務連絡では、いわゆる屋カラオケ等でのクラスター事例が多発していることから、例えば、屋喫茶のスナック、カラオケ喫茶等における設備の利用自粛等を想定しており、カラオケボックス等への要請を想定するものではないことに留意されたい。(上記(2)①(IV)で述べたとおり)。

イ 飲食店以外の法施行令第11条第1項に規定する施設
地域の感染状況等を踏まえながら、各都道府県知事の判断により、営業時間短縮等の要請(法第2.4条第9項)又は働きかけ(法第2.4条第9項にはならない)を行うこと。
②まん延防止等重点措置を実施すべき区域から除外された都道府県
上記(3)①(II)と同様に取り扱うこと。

(4) その他の都道府県

令和3年2月4日付け事務連絡2.(3)のとおり取り扱うこと。

(5) 补足事項

以上の施設の使用制限等に係る取扱いの補足である令和3年5月14日付け事務連絡「令和3年5月14日付け事務連絡「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」」の補足について」の記載事項を踏まえ、運用すること。

3. 外出の自粛等

「三つの密」を徹底的に避けるとともに、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染対策を徹底するとともに、あらゆる機会を捉えて、令和2年4月22日の専門家会議で示された「10のポイント」、5月4日の専門家会議で示された「新しい生活様式の実践例」、10月23日の分科会で示された「感染リスクが高まる「5つの場面」」等を活用して住民に周知を行うこと。

(1) 特定都道府県

特定都道府県においては、法第4.5条第1項に基づき、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛について協力の要請を行うこと。特に、20時以降の不要不急の外出自粛、混雑している場所や時間を避け行動

すること、及び感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は營業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を控えることについて、住民に徹底すること。また、不要不急の都道府県間の移動や、感染が拡大している地域への不要不急の移動は、極力控えるよう促すこと。

なお、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い物出し、投票、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持等のために必要なものについては外出の自粛要請の対象外とすること。

特定都道府県は、人の流れの抑制につなげる観点から、交通事業者に対し、エッセンシャルワーカーへの配慮や利用者への周知を図りつつ、地下鉄、バス等の交通事業者に対して、終電の様上げや主要ターミナルにおける検温の実施等、必要な協力の依頼等を行うこと。また、事業者に対して、屋外照明（防犯対策上、必要なもの等を除く）の夜間消灯等、必要な協力の依頼等を行うこと。

特定都道府県は、法第45条第1項に基づき、路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動に対して必要な注意喚起や要請の要請等を行うこと。

(2) 重点指定区域である都道府県

各都道府県は、法第31条の6第2項に基づき、営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないよう、住民に対して不要不急の外出・移動の自粛、混雑している場所や時間を避けで行動すること及び感染対策が徹底されていない飲食店の利用を自粛すること等について、住民に対して協力の要請を行うこと。その際、不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態指揮区域との往来は極力控えるよう促すこと。

各都道府県は、法第24条第9項に基づき、路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動に対して必要な注意喚起や要請等を行うこと。

(3) 緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置終了後の取扱い

①緊急事態措置を実施すべき区域から除外された都道府県

当面、法第24条第9項に基づき、日中も含めた不要不急の外出の自粛について協力の要請を行うこと。その後、地域の感染状況等を踏まえながら、段階的に緩和すること。また、感染が拡大している地域への不要不急の移動は、極力控えるよう促すこと。

②まん延防止等重点措置を実施すべき区域から除外された都道府県
下記(4)のとおり取り扱うこととする。ただし、感染状況に応じ、まん延防止等重点措置における外出・移動に係る要請から、都道府県知事の判断により、必要な対策を段階的に緩和すること。

(4) その他の都道府県

帰省や旅行など、都道府県をまたぐ移動は、「三つの密」回避を含め基本的な感染防止策を徹底するとともに、特に大人数での会食を控える等注意を促すこと。また、感染が拡大している地域への不要不急の移動は極力控えるよう促すこと。なお、感染が拡大している都道府県においては、当該都道府県と感染が落ち着いている都道府県との間の移動や、感染が拡大している都道府県内における移動のあり方について、都道府県知事が感染状況を踏まえ、適切に判断すること。
感染が拡大している地域において、こうした対応が難しいと判断される場合は、帰省や旅行について慎重な検討を促すこと。特に発熱等の症状がある場合は、県や旅行を行えるよう促すこと。乗組別ガイドライン等を遵守している施設等の利用を促すこと。感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、政府と連携して、外出の自粛に関して遠やかに住民に対して必要な協力の要請等を行うこと。

(5) 検査の軽減

都道府県は、地域の事情に応じて、各知事の判断により、遠隔地から到着地で検査を受けるよう、勧奨等を行うこと。具体的には、域外からの渡航者の流入経路、検査能力、医療提供体制の脆弱性などを総合的に勘案し、域外からの渡航者に対し、航空機等による渡航の数日前に検査機関でPCR等検査を受けけることを勧奨することとし、必要に応じ、出発地での検査勧奨・支援や到着地の検査体制整備を検討すること。また、検査後であっても、当日までに症状が現れた場合は検査結果にかかる再度検査を受け直すなど、必要な対応を促すこと。

関係各府省庁及び都道府県は、これらの検査の勧奨等に関する協議会等に對し、渡航者への周知・情報提供等、必要な協力の依頼等を行うこと。

(6) 営業時間短縮等の要請の対象区域等における割引支援事業等の取扱いについて

各都道府県が実施する旅行・外食に係る割引支授事業等(いわゆる「都道府県民割」)を含む、宿泊割引、クーポン券等による支援。(について、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止する観点から、新型コロナウイルス感染症対策分科会提言「感染再拡大(リバウンド)防止」に向けた指標と考え方に関する提言」(令和3年4月15日)を踏まえ、以下の事項を周知するので、各都道府県においてご留意いただきたい。

- ① 割引支授事業等については、新型コロナウイルス感染症対策に係る要請と整合的な運用を行うこととし、支援措置の一時停止・再開等の対応を適切に実施されたい。

具体的には、特定都道府県、まん延防止等重点措置における措置区域、ステージⅢ相当の強い対策を行っている区域(飲食店の営業時間短縮要請の対象区域等)については、当該要請の対象区域・期間における旅行・外食に係る割引支授事業等を一時停止するなど、要請と支援措置が整合的になされるよう、対応を検討されたい。その後、当該区域等に係るの場合はについても、支援対象外とすることが適当と考元られる。

- ② なお、要請対象を最低限の業態に限定(例:酒類提供飲食店)し、单一市町村のみを区域とするなど、焦点を較った対策を予防的に講じる場合についても、将来的な感染拡大リスク等を勘案し、都道府県民等への誤ったメッセージとならないように、割引支授事業等の実施・継続は慎重に判断されたい。

4. 各都道府県における要請等の速やかな公表及び適切な周知期間の設定について

これまで多くの都道府県において取り組んでいただいているところであるが、要請等の対象となる事業者の準備期間を確保する観点から、都道府県は、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置における取組について、速やかに公表を行い、適切な周知期間が設定されるよう努めること。特に、基本的対処方針等よりも厳しい要請等を行う場合は、各都道府県における取組の内容が公表されるまで内容が一般に明らかにならないことから、周知期間の設定に当たって特に留意されたい。

5. 国営施設等における緊急事態宣言中の対応について

関係各府省庁並びに各施設においては、基本的対処方針(3)3)の趣旨及び特定都道府県が要請する内容等に留意し、緊急事態宣言中の取扱いを検討すること。

- 法施行令第11条第1項各号に規定する施設のうち、要請・働きかけの対象となる施設については、基本的対処方針三(3)3)の趣旨及び特定都道府県の要請・働きかけ等を踏まえた対応を検討
- 公園その他の施設については、必要な協力を検討

緊急事態指揮区域		収容率※4 人數上限※4 収容時間 短期間	5,000人 50%	緊急事態指揮区域	緊急事態指揮区域	都道府県知事の判断 21時未満	大震災100% / 大震災D50% 5,000人 50%	緊急事態指揮区域	都道府県知事の判断 21時未満	大震災100% / 大震災D50% 5,000人 50%
緊急事態指揮区域、東北地方太平洋沖地震による小震度制限										
(注) 収容率は人数上限を25%以下の方を限度(両方の条件を満たす必要)。										

1. 小震度制限の段階の緩和(実績)

- ※1 大震災の被害、資源等が比較的軽微な場合は、20割削除、実際の限界50%以下、個別具体的な判断。200人未満の施設は、減らすことができる。
- ※2 大震災の被害、資源等が比較的軽微な場合は、20割削除、実際の限界50%以下、個別具体的な判断。200人未満の施設は、減らすことができる。
- ※3 施設の使用制限は、収容率要件外、必要な避難所として機能する能力 (人数上限なし)。
- ※4 収容率は人数上限を25%以下の方を限度(両方の条件を満たす必要)。

緊急事態指揮区域		収容率※4 人數上限※4 収容時間 短期間	5,000人 50%	緊急事態指揮区域	緊急事態指揮区域	都道府県知事の判断 21時未満	大震災100% 100%以内 収容率50%以内 (≤10,000人)	都道府県知事の判断 21時未満	大震災100% 100%以内 収容率50%以内 (≤10,000人)	都道府県知事の判断 21時未満
東北地方太平洋沖地震による小震度制限										
※3 地域別適用基準 (付1)										

* 人湯壁理等の取扱い方：人湯壁理、店舗での販賣口ひかわ酒類提供等（酒類の店内持込含む。）及く力士が販賣使用自嘲等

第 10 号 博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園、文化施設のうち、上記以外、人湯壁理等の販賣を行うこととする場合。	※1 : 上記以外、人湯壁理等の販賣を行うこととする場合。 ※2 : すべて同様の場合は飲食店規制の範囲外である。 ※3 : ハーバードの場合は飲食店規制の範囲外である。
第 9 号 床面積 1000 平米以下： 20 間未満の営業時間短縮要請 人数上限 5000 人以下飲客率 50% 以内の要請	障壁、天井一羽板、木枠、D 壁、E 壁、D 壁以上 床面積、天井一羽板、子母二子母、D 壁障壁、E 壁、子母二子母、D 壁障壁、E 壁、子母二子母、D 壁障壁、E 壁、
第 8 号 本系列会場（集会の用に供する部分を限る。）	※4 : 障壁と D 壁 1000 平米以下 : 20 間未満の営業時間短縮要請 1000 平米超 : 20 間未満の営業時間短縮要請
第 6 号 展示場、貿易場、文化会場、多目的ホール 等	※3 : ハーバードの場合は飲食店規制の範囲外である。 ※2 : すべて同様の場合は飲食店規制の範囲外である。 ※1 : 上記以外、人湯壁理等の販賣を行うこととする。
第 5 号 集会場、公会堂 等	※3 : すべて同様の場合は飲食店規制の範囲外である。 ※2 : すべて同様の場合は飲食店規制の範囲外である。 ※1 : 上記以外、人湯壁理等の販賣を行うこととする。
第 4 号 劇場、映画館、映画館、演芸場 等	20 間未満の営業時間短縮要請 人数上限 5000 人以下飲客率 50% 以内の要請

「施設利用規則」(第24条第9項等) 施設利用・トバノ開設の要件②

* 本項の「施設」は飲食店の営業徴収者税法第56条の定義等です。

施設店舗 結婚式場	飲食店の開設の要請
施設店舗 結婚式場	上記以外、下記のいずれかの場合は、50人以下飲食店規制の50%の19.6万円未満のうち、飲食店の営業徴収者税の支拂い人數（50人以下飲食店規制の15.8万円未満のうち、飲食店の営業徴収者税の支拂い人數）で開設する場合。
飲食店 飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店 等（電子・子・	（飲食店の開設に必要な費用のうち飲食店規制の20 間未満の営業時間短縮要請による料金支拂い人數の場合は、その料金の割合を算出する。酒類及び水豆水以外の飲食店の場合は、その料金の割合を算出する。） （酒類及び水豆水の場合は、その料金の割合を算出する。酒類及び水豆水以外の飲食店の場合は、その料金の割合を算出する。）
施設の種類 種類	営業事務室の開設の規制

「施設利用規則」(第45条第2項規則) 施設利用・トバノ開設の要件①

- ・ 施設事務室の開設の規制の要件は、飲食店の開設の規制の要件と同一である。飲食店の開設の規制の要件は、飲食店の開設の規制の要件と同一である。飲食店の開設の規制の要件と同一である。
- （基本の参考元）

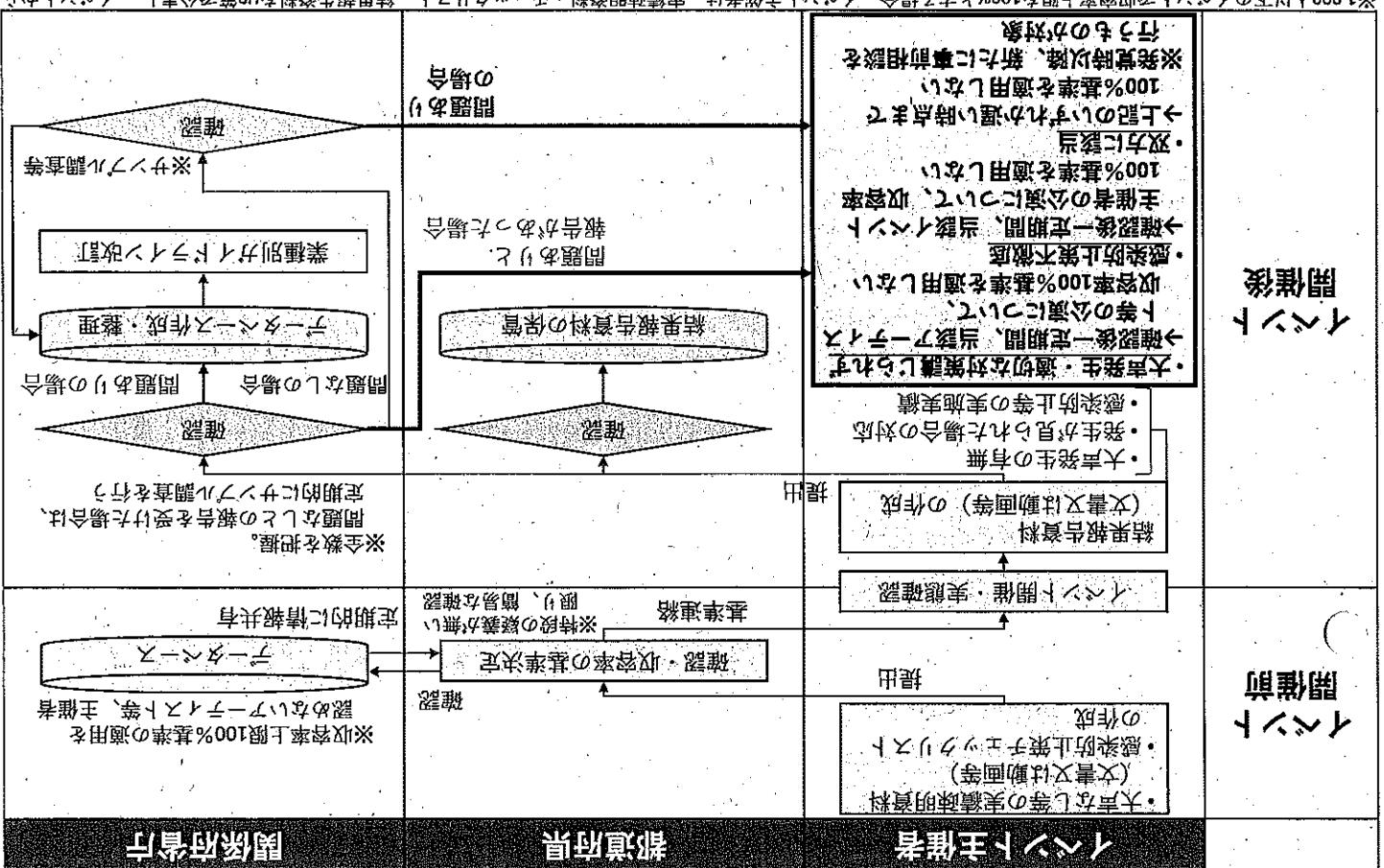
第9号	アーチ型店、丸山口屋、丸一ビル等、ビルの構造 緊急事態宣言時の措置	1000平米超：20時まで営業時間短縮要請 1000平米以下：20時まで営業時間短縮要請 ※1：上限60分間、入場整理券の販売が行われます
第11号	個室化された店舗、個室付浴場業者公衆浴場、射的場、脱衣屋設置業 1000平米以下：	20時まで営業時間短縮要請 緊急事態宣言時の措置
第12号	露天風呂、露天風呂専門店、工事工場、工事工場等、建物内飲食業 1000平米以下：	20時まで営業時間短縮要請 緊急事態宣言時の措置
第7号	大規模小売店、3Dビューライフ等、百貨店、家電量販店 1000平米以下（生活必需品販賣店）、人気整理等の要請 ※1：20時まで営業時間短縮要請	緊急事態宣言時の措置 大規模小売店、3Dビューライフ等、百貨店、家電量販店 1000平米以下（生活必需品販賣店）、人気整理等の要請 ※1：20時まで営業時間短縮要請
第1~3号	幼稚園、小学校、中学校、高校 学校等における、感染拡大防止の爲めの活動制限、 大学等における各種講義等の実施場所の活用規制、 効果的な対策策定の爲めの意見書本位の 西鉄線提供自署（西鉄の店内持込会社）。①電子 媒体の使用 ※1：20時まで営業時間短縮要請	感染防止対策の徹底等 大規模な施設、介護老人保健施設 学校等における各種講義等の実施場所の活用規制、 効果的な対策策定の爲めの意見書本位の 西鉄線提供自署（西鉄の店内持込会社）。①電子 媒体の使用 ※1：20時まで営業時間短縮要請 媒体の使用 ※1：20時まで営業時間短縮要請
第5号	韓国語 ※1：20時まで営業時間短縮要請	西鉄線提供自署（西鉄の店内持込会社）。①電子 媒体の使用 ※1：20時まで営業時間短縮要請
第10号	因幡館 ※1：20時まで営業時間短縮要請	人気整理の徹底等 大規模な施設、店舗での飲食店の酒類提供（ 飲食店の店舗内持込会社）。①電子 媒体の使用 ※1：20時まで営業時間短縮要請
第11号	木下カーブ工、アーチ型喫茶 ※1：20時まで営業時間短縮要請	人気整理、店舗での飲食店の酒類提供（ 飲食店の店舗内持込会社）。①電子 媒体の使用 ※1：20時まで営業時間短縮要請
第12号	大規模な施設、介護老人保健施設 ※1：20時まで営業時間短縮要請	人気整理の徹底等 大規模な施設、店舗での飲食店の酒類提供（ 飲食店の店舗内持込会社）。①電子 媒体の使用 ※1：20時まで営業時間短縮要請
第13号	自転車教習所、学習塾 等 ※1：20時まで営業時間短縮要請	本通りの活用等の徹底等 ※1：20時まで営業時間短縮要請

〈施設利用規則〉(第24条第9項等)

施設利用・人々による緊急の社会緊急事態指揮の権限③

(1) 健康・医療・福祉施設等	※上記分類は別途定めており、個別施設の標準化路線を、要請内容を適切に判断する場合等。) 及び労働者健康使用自粲等 ① 20時まで営業時間短縮要請 ※1：20時まで営業時間短縮要請
(2) 基本的緊急実施止等	① 指揮の回避 ・人道基準の侵害回避（時間差入退場等）、待合場所等の密閉回避 ・回避の場合は必ず他のキヤマツアリナモルの施設へ、収容人員を制限 ② 資材 ・必要な資材（工具、人具の配置、準備の確認等の体制を整えたりとし、入場口・トイレ・売店等の密閉化） ・工具の充填、消毒液の設置、手摺消音等 ③ 手洗 ・工具の手洗の実施の要請 ・工具の消毒等の実施の要請 ④ 看護 ・看護者側面の看護室内（出入口、入り口、入り口でため替り等の密閉化等） ・工具の消毒等の実施の要請 ⑤ 清掃 ・工具の消毒等の実施の要請 ・工具の充填、消毒液の設置、手摺消音等 ⑥ 搬運 ・荷物等を運搬する工具の設置、工具の充填等の実施の要請 ・工具の消毒等の実施の要請 ⑦ 宿泊 ・宿泊者の宿泊の実施の要請 ・工具の消毒等の実施の要請 ⑧ 身体的距離の確保 ・大声を伴う可能性のある行為（キヤマツアリナモルの施設） ・身体的距離の確保のための距離（1m） ・工具の消毒等の実施の要請 ・工具の充填等の実施の要請 ⑨ 記録 ・工具の消毒等の実施の要請 ・工具の充填等の実施の要請 ⑩ 飲食 ・工具の消毒等の実施の要請 ・工具の充填等の実施の要請 ⑪ 個別

* 1,000人以下のトランク取扱率上限を100%とする場合、開港場所資料、主催者資料、輸送用具、関税料等の輸送料金提出書類を提出する。一方で、
* 1年間保管する（原則、超過する場合は、開港場所資料、主催者資料、輸送用具、関税料等の輸送料金提出書類を提出する）。



収容率上限の目安：実績要件による事務手続を一口に [別紙4]

* 上記のうち、基本の基準を満たさない場合は、他の目安（人數上限5,000人又は収容率要件50%のいずれか小さいほう）を原則として、各港務局が開港場所等の開港場所別に適用する。

⑥ 地域の感染者状況に基づき、事前に以客率制限緩和に関する指針に従う。

* 来場者の区域を定め、大規模な区域、普通の区域内の行動管理方法を組み合わせて実施する。

・抑制策、④大規模化、⑤準備物の行動管理、⑥運輸先の把握等を組み合わせて実施する。

⑤ 大規模な工事中の開港の共通の指針

自の公表

④ 介護者等の運送の

③ 健物前後の行動管理

② 滞着の行動管理

① 参加者の把握

* すべてのQRコードを入口出港場所で記入せしめ、具体的な登録情報を複数登録する場合は複数登録する。

・該当する事前予約制、または入場登録の場合は、該当する登録料金を支払う。

・運送者、運送業者、荷役業者、荷役前後の荷役時間等の登録料金を支払う。

・荷役時間の換算、入場登録料金の支払い用の指標

・必要な荷役時間と換算料金の合算額を支払う（必要不可）。

・貨物の荷役料金は、荷役時間と換算料金の合算額を支払う（必要不可）。

・過度な荷役の負担

・休憩時間中及びトランク取扱率の食事等による輸送所上の負担

・飲食の制限

・飲食用具の消毒手順を行なう上での飲食の制限

(2) 基本的な感染防止策（備考）

トランク取扱所の必要な感染防止策(2)